の絶

ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与(管理番号 165)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

○提案団体からお示し頂いた支障事例と現行での対応手段

〇			
提案団体からお示し頂いた支障事例	現行での対応手段		
○ 離婚等により母子或いは父子家庭となった場	○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」とい		
合、離婚時期によっては申請者から提出された	う。)における自立支援給付金等の支給要件は児童扶養手当と重なるため、大		
戸籍だけでは確認できず、提出された戸籍より	半の受給希望者は、離婚の事実や所得水準を児童扶養手当証書によって確認		
も遡る戸籍の確認が必要となる。	できる。		
○ 具体的には、離婚後に転籍(戸籍を他市に移	○ 支給要件のうち「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」(法第		
すこと) した場合、新戸籍では離婚事実が記載	31条)については、申請者の現在の住民票及び現在の戸籍により確認してい		
されないため遡っての戸籍確認が必要になる。	る。転籍がなされたとしても、離婚事実を確認する必要はないため、過去の		
戸籍を確認する必要がない。			
○ 添付書類が離婚前時期に係るものである場	○ 児童扶養手当受給者ではない場合も、ご指摘のケース(受給希望者が離婚		
合、本人に取得が困難なものもある。	前は配偶者の被扶養者であった場合)の課税情報については、当該受給希望		
○ 具体的には、扶養している事実の確認につい	者の非課税証明書を確認することが可能であり、離婚前の配偶者の課税情報		
ては課税情報によるが、課税基準は1月1日に	は必要ない。		
住民登録のある住所で 12 月 31 日の情報で課税	○ 申請日時点の直近の所得額を確認する制度ではなく、前年(1月から7月		
されるため、2月1日に離婚した方で親子とも	までの請求の場合は前々年)の所得を確認する制度であるが、未申告者であ		
離婚前は配偶者の被扶養者であった場合、離婚	る場合には、申告をしていただいた上で非課税証明書を添付いただくことと		
前の配偶者の課税情報を確認する必要がある。	なる(仮に、法に基づく調査権限を設定したとしても、当該調査権限は税法		
○ 未申告による所得証明が取得できない場合の	上の申告を行わせる権限にはならない。)。		
事実確認は、現状では職員による調査の権限が			
ないため、確認することができない。			

特定求職者雇用開発助成金に関する市区町村の証明に係る事務の見直し(管理番号 166)

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

1. 現状

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(※1)の支給対象者である母子家庭の母等であるか否かの確認にあたって、支給要領(※2)上で提出を求めている書類は以下のとおり。

- 以下のいずれかに該当する書類その他の対象労働者の氏名及び母子家庭の母等であることが確認できるもの。
- ①国民年金法(昭和34年法律第141号。以下同じ。)に基づき、遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書(写)
- ②児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類(写)
- ③母子父子寡婦福祉法に基づき、母子福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書(写)
- ④日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号。以下同じ。)第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書(写)
- ⑤<u>市区町村長</u>、社会福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下同じ。)第 3 章に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)長、民生委員等 <u>が母子家庭の母等であることを証明する書類(写)</u>
- (※1) 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して 支払った賃金の一部を助成する制度。
- (※2) 雇用関係助成金支給要領

2. 提案団体からお示しいただいたご提案を踏まえた今後の対応

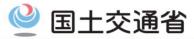
求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	対応の状況
特定求職者雇用開	本市では、当該助成金に係る証明書の発行を求められるこ	市区町村の証明を不要とし	○ご提案の調査権限の付与や都道府県労働
発助成金に係る母子	とがあり、母子及び寡婦証明書の作成にあたって法第6条第	た場合、申請者にとっては、	局窓口での確認の実施については、法令上
家庭の母等であるこ	1項の該当及び児童扶養があるか否かを判断するため、申請	管轄の労働局においてワンス	可能であるか、また、本助成金の適正な支
との証明について、	者等に住民票、戸籍等の取得・提出を求めている。	トップの対応が可能となり、	給に支障が生じない方法で実施が可能か、
市区町村等の証明書	そのため、申請者(労働者)に負担を強いることとなる	利便性の向上に資する。	といった観点から見直しを検討する。
を廃止する。また	が、本助成制度は事業者への助成であり、申請者にとっては	市区町村へ調査権限が付与	
は、証明が必要であ	メリットがなく負担のみである。	された場合、提出書類だけで	○その際、母子家庭の母等であることを確
る場合、市区町村に	また、証明申請があった日から遡って、雇入れ日において	は判断が難しい場合でも戸籍	認できる上記①~④の書類以外の書類であ
当該証明に関する調	児童の扶養があったか否かの証明は、市町村でも判断するこ	の遡りの確認及び所得調査等	って、ご本人に負担が生じないものを確認
査(戸籍の公用請求	とが難しい。提出書類でも判断できない場合は、申請者から	による確認が可能となり、特	のための書類として活用することについて
等を含む)権限を付	直接聞き取った内容などを考慮して、証明書を発行している	定求職者雇用開発助成金の適	<u>も検討する。</u>
与する。	のが現状であり、市区町村だから判断できるものではない。	切な運用が可能となるととも	
	確認方法としては被扶養者の社会保険証の確認により可能に	に、申請者に対して不要な負	○以上の検討結果を踏まえ、本年度末に予
	なると考えるが、本人への聞き取り、保険証による確認のい	担を軽減できる。	定している支給要領の見直しに盛り込む。
	ずれの場合も労働局窓口で可能である。		

4「タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設」について

令和元年8月6日 国土交通省自動車局

- ○道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の営業区域については、輸送の安全及び利用 者利便の確保等の観点から、地方運輸局長がその区域を定め、事業を行う範囲を確定させる こととしている。
- ○営業区域の見直し等については、地域の関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応しているところ。
- 〇例えば、平成30年6月に、長野県において、旅客流動の実態を踏まえて、地方公共団体の地域公共交通会議における要望もあり、営業区域の見直しを行ったところ。さらに、平成30年度に、福島県において、地方公共団体とタクシー事業者の間の調整を踏まえ、事業者が存在しない地域を隣接する営業区域の一部と認める特例を設けたところ。
 - ◆道路運送法(昭和26年法律第183号)(抄) (許可申請)
 - 第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
 - 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別(一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行(路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。)その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。)ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画
 - ◆道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)(抄) (営業区域)
 - 第五条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。

7



設置の目的

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置。

主催者

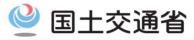
地方公共団体の長(複数市区町村共同、都道府県も可)

構成員

- ◆ 主催者(地方公共団体の長)
- ◆ 旅客自動車運送事業者(又はその団体)
- ◆ 住民又は旅客
- ◆ 地方運輸局長
- ◆ 労働組合

(必要がある場合)

- ◆ 道路管理者
- ◆ 都道府県警察
- ◆ 学識経験者 等



提案の概要

以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。

- ① 市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。
- ② 国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。





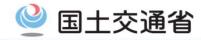
提案に対する考え方

- ・地域公共交通会議の構成員には、<u>現行制度上、地方運輸局長を含むこと</u>としており、営業区域の設定権者である地方運輸局長を含めて同意を得た事項について、改めて要請する手続き規定を加えることは、地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるものであり、不必要な制度改正である。
- ・まずは、市町村が地域公共交通会議の主宰者として会議の運営と合意形成が円滑に進められるよう、 国土交通省としても地方運輸局を通じてサポートして参りたい。

296「自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和」 について

令和元年8月6日 国土交通省自動車局

一般貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業について



- 〇 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業(一般貨物自動車運送事業)を行う場合には、輸送の安全の確保・利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法の許可を受けることが必要。
- 許可においては、<u>輸送の安全の確保や、事業の適確な遂行等の観点から、必要な事項について審査</u>を 実施(事業遂行上必要な車両数の保有、適切な数の運行管理者の選任等)。
- 一方、<u>軽自動車を使用する場合(貨物軽自動車運送事業)においては、所定の事項を記載した届出を行うことにより、軽自動車1両から事業の開始が可能(輸送の安全等に関して、一定の事項を遵守することが前提)。</u>

参考

◆貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)(抄)

(一般貨物自動車運送事業の許可)

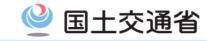
第三条 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

- 第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
 - その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - 四 (略)

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の 概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者(以下「貨物軽自動車運送事業者」という。)が届出をした 事項を変更しようとするときも、同様とする。



- <u>自家用自動車による有償運送</u>については、<u>道路運送法において原則として禁止。公共の福祉を確保するためやむを得ない場合</u>において許可を受けた場合等に限り、行うことができることとされている。
- 全国的に輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となっている年末年始 及び夏期等繁忙期においては、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の運転者に対する適切な指 導等の実施を前提に、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして許可を行っているところ。

参考

◆道路運送法(昭和26年法律第183号)(抄)

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)<u>は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</u> -・二 (略)

- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。
- ◆年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について(平成15年2月14日付国自貨第91号)(概要)
 - ①トラック運送事業者が運送需要者であるものに限る(トラック運送事業者からの代理申請が可能)。
 - ②運送需要者たるトラック事業者が、自家用自動車の運転者に対して、自動車事故、荷物事故の防止、接客態度等についての研修等を実施。
 - ③対象期間:次の期間内におけるもの
 - (1) 年末年始繁忙期 11月10日~1月10日
 - (2) 夏期繁忙期 6月1日~8月31日
 - (3) 秋期繁忙期 9月1日~11月30日

提案の内容

現在、道路運送法第78条3項で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。

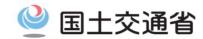
提案に対する考え方

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法において、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、必要な許可や当該許可に係る要件等について定めているところ。

ご提案の実情等は十分に把握する必要があると考えているところ、例えば、貨物軽自動車 運送事業については、所定の届出を行うことにより軽自動車1台から事業を開始することが可能である。

FU「乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象 区域の拡大」について

令和元年8月6日 国土交通省自動車局



前回ヒアリング(3月28日) ご説明資料

H29対応方針

- (10) 道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83)
 - (i) (略)
 - (ii) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地 又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定 により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利 益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、 貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成 31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

新制度の実施状況

32

- ○過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業について、平成29年9月1日から運用を開始し、 9件の許認可を実施。
- ○このうち、平成30年10月末以降、順次、運行が開始されているところ(平成31年3月18日現在、5社が運行中)。

今後の予定

- ○実施状況を踏まえ、輸送の安全の確保や利用者利益の観点等から問題がないか、検証を実施。
- ○上記の検証結果に応じ、関係者の意見も聞きつつ、対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討する。

最新の実施状況

過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業について、<u>10件の許認可(※1)を実施し、4社が運行中(※2)(今和元年7月12日現在)。</u>

※1:前回ご説明時点から、新たに1社を許可。 ※2:前回ご説明時点から、1社が運行を中止。

運行例1

■運行事業者: タクシー事業者A(京都府)

■運行開始日:平成30年10月29日

■運行区域 : 京都府相良群笠置町等

■その他(貨物の運送方法等)

・宅配事業者から委託を受けた宅配貨物の運送を実施(1日10~20個程度)。

旅客との同乗あり。

・貨物はトランク内に専用ボックスを設置する等により積載。

・伝票は、外部から見えないよう専用ケースに保管。

運行例2

■運行事業者:タクシー事業者B(岐阜県)

■運行開始日:平成31年3月18日

■運行区域 : 岐阜県揖斐郡揖斐川町

■その他(貨物の運送方法等)

・宅配事業者から委託を受けた宅配貨物の運送を実施(1日5~20個程度)。

・旅客との同乗あり(貨物積載時は「貨物輸送中」の札を外部から見える場所に掲げる)。

・伝票は、外部から見えないよう専用ケースに保管。

ယ



過去に提出された主な支障事例(抜粋)

【提案団体】京都府(平成30年度提案募集)

【提案内容】旅客輸送と貨物輸送の掛け持ちに係る対象地域の拡大

【具体的な支障事例】・・・(略)・・・市単位で過疎(<u>京丹後市</u>)又はみなし過疎(<u>南丹市</u>)の指定がされていたとしても、市町村合併前の旧町の地域事情・・・(略)・・・に応じて、②の人口3万人未満の要件の適用は、市単位でなく、旧町単位にすることを求める。



対応の方向性(案)

【現行の対象区域(過疎地域)】

・過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域(みなし過疎地域を含む。)であって、 人口が3万人に満たないもの



【拡大する対象区域(過疎地域)案】

・過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域(みなし過疎地域を含む。)であって、人口が3万人以上の市町村において、

合併前に過疎地域だった区域が含まれる場合における当該区域(人口3万人未満)

(対象となる地域の例) 京丹後市(旧丹後町・旧久美浜町)、南丹市(旧美山町・旧日吉町)、福井県大野市(旧和泉村)